評議 会議 事要録

- 1 日 時 平成15年10月14日(火) 13時30分~15時30分
- 2 場 所 事務局第1会議室
- 3 出席者 吉本総長

早稲田 大西 中塚 北村 菅井 各副総長

鈴木(理) 坂本(薬) 井上(金) 各総長補佐

野家(文) 菊池(教) 河上(法) 栗山(経) 玉井(医)

渡辺(歯) 宮城(工) 秋葉(農) 米山(国際文化)

猪岡(情報) 井出(生命) 奥脇(環境) 各研究科長

渡邊教育情報学研究部長

带刀(加) 井小萩(流) 中村(通) 中西(多元) 各研究所長 山田病院長

笹野病院総括副病院長

山田東北アジア研究センター長

海野(文) 中村(文) 荒井(教) 細川(教) 早川(法)

吉原(法) 大村(経) 河野(経) 花輪(理) 工藤(理)

国分(医) 大家(歯) 越後(歯) 榎本(薬) 竹内(薬)

野池(工) 山田(工) 宮澤(農) 小原(農) 井川(国際文化)

田中(国際文化) 根元(情報) 佐々木(情報) 飯島(生命)

木村(環境) 花田(金) 福田(加) 南部(流) 水野(通)

服部(多元) 各教授

(事務局)

長谷川事務局長 松川企画調整官 三浦総務部長 渡邉研究協力部長

辻経理部長 小島学務部長 新保施設部長 三枝情報化推進官大友総務課長 吉田総務課課長補佐 佐藤総務課課長補佐大川総務課総務掛長

- 4 欠席者 菅村(医) 大島(生命) 新妻(環境) 各教授
- 5 議事

議事に先立ち総長から、10月1日付けで文部科学大臣から「国立大学法人東北大学の学長になるべき者」として指名された旨とともに、これに伴い引き続き 法人化準備等に万全を期したいとの発言があった。

また、総長に関わる報道に関して、今回の報道内容は東北大学総長職の権威に も関わることと考え早急に誤解を解き明確に説明することが必要と判断し、出張 先の東京で記者会見を行ったものであり理解をいただきたい旨の発言とともに、 改めて仙台において記者会見を行う予定であるとの発言があった。

次いで議長から、新たに就任した副総長及び新たな役職に就任した評議員の紹介があった後、7月15日開催の評議会で病院総括副病院長は評議会の審議に参画することが了承されていたが、10月1日付けで評議員として発令されることが文部科学省から認められた旨の報告があった。

評議会議事要録の確認

平成15年9月16日の評議会議事要録を承認した。

人事異動報告

議長から、配付資料に基づき人事異動の報告があった。

審議事項

(1) 大学間学術交流協定の締結について

議長から、国際交流委員会の議を経た米国のコロラド鉱山大学、韓国の嶺南 大学校及びタイのキングモンクット工科大学ラカバン校との大学間学術交流協 定の締結について提案があった後、大西副総長(国際交流委員会委員長)から 配付資料に基づき説明があり、審議の結果これを承認した。

(2) 平成15年度大学研究基盤経費について

北村副総長(予算委員会委員長)から、配付資料に基づき予算委員会の議を 経た大学研究基盤経費の追加配分案についての説明とともに、残額については 今後中期目標・中期計画の達成度評価に関するデータベース作成等経費や種々 の法人化準備経費に充当する予定であるが、その執行については執行部に一任 願いたい旨の発言があり、審議の結果これを承認した。

(3) 学生の停学解除について

9月の評議会で停学処分とした学生に係る処分解除について当該学生の所属 する部局の長から説明があった後、議長から、停学処分を解除することについ て諮り、審議の結果これを承認した。

- (4) 規程の制定について
 - 1) 東北大学評議会規則の一部を改正する規則の制定について 議長から、上記規程の制定について、配付資料に基づき提案があり、審議 の結果これを承認した。
 - 2) 東北大学学部通則の一部を改正する通則の制定について
 - 3) 東北大学大学院通則の一部を改正する通則の制定について

上記規程の制定に関し、鴨池入学試験実施本部総務部長から、平成15年9月19日付けで学校教育法施行規則の一部改正が行われたこと及び主な改正点について説明の後、これに関連して本学における個別の入学資格審査の取扱い等について説明があった。

次いで議長から、上記規程の制定について、配付資料に基づき提案があり、 審議の結果これを承認した。

併せて議長から、個別の入学資格審査体制の整備及び審査方法について早 急に入学試験委員会で検討願いたい旨の発言があった。 (5) その他

報告事項

(6) 教官人事について

猪岡小委員会委員長から、懲戒停職処分とした教官に係るその後の経過等 について報告があった。

(7) 寄附研究部門の設置について

井小萩流体科学研究所長から、配付資料により流体科学研究所に平成15年12月1日から3年間、先端環境エネルギー工学(ケーヒン)寄附研究部門を設置予定である旨の報告があった。

(8) 当面する学生問題等について

菅井副総長から、次のとおり報告があった。

学生生活協議会協議員 1 名に係る第三回公判(学生生活協議会協議員本人の証人尋問等)が行われたこと

旧有朋寮に不法居住している13名の内1名から転居届が提出されたことにより、現在不法居住者は12名となったこと

(9) 法人化後の大学運営及び移行に関する基本的考え方について

早稲田副総長から、配付資料については制度検討委員会のA・B委員会の「平成14年10月の中間報告」及び「平成15年4月の中間報告以降の検討に関する報告」を基に現段階での内容を整理したものであり、この二つの報告から大きく逸脱しているものではない旨の説明の後、各事項の内容について説明があった。

これに対して、各事項に関する質疑応答や今後の検討に際しての要望があり、 早稲田副総長から、11月18日開催の部局長会議で内容を確認する予定のため、意見・要望等があれば10月28日(火)までに早稲田副総長又は大学制度改革推進室に申し出願いたい旨の発言があった。 次いで議長から、法人化後の大学運営及び移行に関する基本的考え方については、法人化推進本部及び総長補佐会議等でさらに必要な検討を継続する旨の発言があった。

続いて議長から、文部科学省に提出した中期目標・中期計画素案は文部科学省で10月16日に公表予定であり、これを基本に来年4月1日の移行に向けて準備を進めていくことになるが、今後も法人化推進本部の7つの部会を中心に検討する必要があるので協力願いたい旨の発言があった。

(10) 規程の制定について

- 1) 東北大学病院事務部事務分掌規程の制定について
- 2) 東北大学医学部附属病院規程の一部を改正する規程の制定について
- 3) 東北大学歯学部附属病院規程の一部を改正する規程の制定について
- 4) 東北大学大学院医学系研究科附属動物実験施設規程の一部を改正する規程の制定について
- 5) 東北大学事務局総務部事務分掌規程の一部を改正する規程の制定について
- 6) 東北大学事務局経理部事務分掌規程の一部を改正する規程の制定について
- 7) 東北大学事務局施設部事務分掌規程の一部を改正する規程の制定について
- 8) 東北大学歯学部・歯学研究科事務部事務分掌規程の一部を改正する規程の 制定について
- 9) 東北大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- 10) 東北大学医学部艮陵会館使用規程の一部を改正する規程の制定について
- 1 1) 東北大学医学部・医学系研究科事務部事務分掌規程の一部を改正する規程 の制定について
- 12) 東北大学医学部規程の一部を改正する規程の制定について
- 13) 東北大学大学院歯学研究科規程の一部を改正する規程の制定について

- 14) 東北大学大学院教育情報学教育部規程の一部を改正する規程の制定につい て
- 15) 東北大学医学部附属病院事務部事務分掌規程を廃止する規程の制定につい て

議長から、上記規程の制定について、配付資料に基づき報告があった。

(11) その他

議長から、12月15日に東北大学講演会を開催することに伴い、12月 16日に開催を予定していた評議会は12月9日(火)に変更する旨の発言が あった。

以上